

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
(資本剰余金の部)	—	—
1. 剰余金期首残高	2,386,038	2,534,668
2. 利益剰余金増加高	179,180	377,748
うち当期剰余金	148,371	365,490
うち再評価差額金取崩額	30,809	12,258
うち目的積立金取崩額	—	—
3. 利益剰余金減少高	30,550	69,367
うち支払配当金	30,550	69,367
4. 利益剰余金期末残高	2,534,668	2,843,049

(10) 連結事業年度のリスク管理債権の状況残高

(単位：千円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末	増 減
破綻先債権額	30,995	33,376	2,381
延滞債権額	248,477	240,924	△ 7,553
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	16,471	—	△ 16,471
合 計	295,943	274,300	△ 21,643

(注)

1. 破綻先債権

元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることやその他の事由により、元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、利息の支払いを猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヶ月以上延滞債権

元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

5. これらの開示額は、担保の処分等によって回収できるものを考慮していませんので、将来発生が予想される損失の額をそのまま表わすものではありません。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令和元年度	令和2年度
信用事業	事業収益	1,093,918	1,072,469
	経常利益	429,865	318,118
	資産の額	114,977,832	120,498,932
共済事業	事業収益	1,084,647	1,001,896
	経常利益	401,834	347,029
	資産の額	10,491	9,046
農業関連事業	事業収益	6,461,774	6,376,045
	経常利益	△ 61,549	24,129
	資産の額	11,213,313	12,728,789
その他事業	事業収益	3,861,130	2,427,967
	経常利益	△ 390,826	△ 501,456
	資産の額	6,700,336	4,847,061
合 計	事業収益	12,501,469	10,878,377
	経常利益	379,324	187,820
	資産の額	132,901,972	138,083,828

(注) 連結事業収益は、銀行等の連結経常収益に該当するものです。

2. 連結自己資本の充実の状況

◆連結自己資本比率の状況

令和2年度末（令和3年3月末）における連結自己資本比率は、10.59%となりました。連結自己資本は、組合員の普通出資によっております。

当連結グループでは、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めております。

項 目	内 容
発行主体	みやぎ仙南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎額	38億18百万円（前年度38億82百万円）

(1) 自己資本の構成に関する事項

（単位：千円、%）

項 目	令和元年度		令和2年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,417,047		6,508,965	
うち、出資金及び資本剰余金の額の額	3,882,379		3,818,450	
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額	2,534,668		2,843,049	
うち、外部流出予定額（▲）	69,367		36,886	
うち、上記以外に該当するものの額	116,058		115,438	
コア資本に算入される評価・換算差額等				
うち、退職給付に係るものの額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
コア資本に係る調整後少数株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	115,139		113,906	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	115,139		113,906	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	304,661		224,892	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	7,022,272		6,847,763	

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

コア資本に係る調整項目	令和元年度		令和2年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	1,018		766	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,018		766	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引により増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,018		766	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,021,254		6,846,997	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	59,183,699		60,040,988	
資産（オン・バランス）項目	59,115,142		59,983,885	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,692,565		1,665,874	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額	1,692,565		1,665,874	
オフ・バランス項目	68,556		57,102	
CVARリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,664,377		4,558,492	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	63,848,076		64,599,480	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.99%		10.59%	

(注)

- 農協法第11条の2第1項2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	1,094	-	-	1,086	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,569	-	-	4,558	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,281	-	-	2,913	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	1,402	-	-	1,402	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	72,139	14,428	577	76,378	15,276	611
法人等向け	730	705	28	554	532	21
中小企業等向け及び個人向け	2,725	1,827	73	2,417	1,625	65
抵当権付住宅ローン	18,875	6,587	263	19,559	6,823	273
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	285	171	7	256	144	6
取立未済手形	9	2	0	5	1	0
信用保証協会等保証付	3,177	308	12	3,227	315	12
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	-	-	-	-	-	-
(うち出資等のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	6,567	16,417	657	6,567	16,417	657
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	17,133	17,047	682	17,329	17,242	689
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマナデート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式(250%))	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式(400%))	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	1,693	68	-	1,666	67
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	130,987	59,184	2,367	136,251	60,041	2,402

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフバランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額 (単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
4,664	187	4,558	182

(注) 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
63,848	2,554	64,599	2,584

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続きの概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続き等は定めていません、J Aの信用リスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容 (P.76) をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付け等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別） 及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和元年度				令和2年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	130,987	36,175	4,971	285	136,251	36,551	5,959	256
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		130,987	36,175	4,971	285	136,251	36,551	5,959	256
法人	農業	162	143	-	37	153	127	-	24
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	1,402	-	1,402	-	1,402	-	1,402	-
	金融・保険業	72,854	706	-	-	77,089	706	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	601	601	-	-	435	435	-	-
	日本国政府・地方公共団体	6,045	2,476	3,569	-	6,743	2,186	4,557	-
	その他	6,797	931	-	-	6,694	829	-	-
個人	32,359	31,318	-	248	33,145	32,268	-	232	
その他	10,767	-	-	-	10,590	-	-	-	
業種別残高計		130,987	36,175	4,971	285	136,251	36,551	5,959	256
残存期間別	1年以下	70,169	364	7		73,984	345	-	
	1年超3年以下	2,265	862	1,402		2,778	771	2,007	
	3年超5年以下	2,102	1,496	606		1,374	1,374	-	
	5年超7年以下	1,448	1,438	10		1,620	1,610	10	
	7年超10年以下	2,821	2,821	-		3,975	2,752	1,223	
	10年超	31,662	28,717	2,946		32,072	29,352	2,719	
	期限の定めのないもの	20,520	477	-		20,448	347	-	
残存期間別残高計		130,987	36,175	4,971		136,251	36,551	5,959	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他デリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
- 「三月以上延滞エクスポージャーとは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。なお、前年度は「三月以上延滞エクスポージャー」に外部格付・コントロールリスク・スコアによってリスク・ウェイトが150%となったエクスポージャーを含めています。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度					令和2年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	112	115	-	112	115	115	114	-	115	114
個別貸倒引当金	251	227	-	251	227	227	215	-	227	215

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度						令和2年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	254	229	2	252	229		229	217	2	227	217	
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	6	8	-	6	8	-	8	4	-	8	4	-
個人	247	221	-	247	221	-	221	212	-	221	212	-
業種別計	254	229	2	252	229	2	229	217	2	227	217	2

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスクウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和元年度	令和2年度
信用リスク削減効果 勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	7,945	8,557
	リスク・ウエイト 2%	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—
	リスク・ウエイト 10%	4,580	4,629
	リスク・ウエイト 20%	72,148	76,384
	リスク・ウエイト 35%	18,875	19,559
	リスク・ウエイト 50%	153	144
	リスク・ウエイト 75%	2,725	2,417
	リスク・ウエイト 100%	19,596	19,597
	リスク・ウエイト 150%	91	64
	リスク・ウエイト 250%	6,567	6,567
	その他	—	—
リスク・ウエイト 1250%	—	—	
合計	132,680	137,918	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続きは、JAのリスク管理の方針及び手続きに準じて行っています。

JAのリスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容（P.76）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,402	-	1,402
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び証券会社向け	-	-	-	-
法人等向け	15	-	20	-
中小企業等向け及び個人向け	18	3	13	8
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-
合計	33	1,405	33	1,410

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとして貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続きに準じたりスク管理を行っています。

JAのリスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容（P.76）を参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項**① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要**

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続きに準じたリスク管理を行っています。

J Aのリスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容（P.76）を参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	6,706	6,706	6,706	6,706
合 計	6,706	6,706	6,706	6,706

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

**④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)**

該当する取引はありません。

**⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)**

該当する取引はありません。

(9) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、J Aの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。

J Aの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容（P.79）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	697	541	32	43
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	854	767		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	0	0		
6	短 期 金 利 低 下	0	0		
7	最 大 値	854	767	32	43
		令和元年度		令和2年度	
8	自 己 資 本 の 額	6,431		6,490	

(注)

- 「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、「△NII」の開示は、2020年3月末より開示しております。
- 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。